運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律

(鉄道事業法の一部改正)

第 条 鉄道事 業法 (昭和六十一年法律第九十二号) の 一 部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に「、輸送の安全を確保し」を加える。

第十八条の次に次の二条を加える。

(輸送の安全性の向上)

第十八条の二 鉄道事業者は、 輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、 絶えず輸送の安全性の

向上に努めなければならない。

(安全管理規程等)

第十八条の三 鉄道事業者は、 安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣

に届 け出なければならない。これを変更しようとするときも、 同様とする。

2 安全管理 短親程は、 輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項 (第三種鉄道

事業者にあつては、 第五号に係るものを除く。)に関し、 国土交通省令で定めるところにより、 必要な

内容を定めたものでなければならない。

輸送の安全を確保するため \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 運営の方針に関する事項

輸送の安全を確保するため \mathcal{O} 事 業の実施及びその管 理 \mathcal{O} 体 制 に関 する事項

 \equiv 輸送の安全を確保するため Ó 事 業 \mathcal{O} 実施及びその管理 の方法に関 ける事 項

几

安全統

括管理者

(鉄道事

業者が、

前三号に掲げ

る事

項に関する業務を統括管理させるため、

事

業

運

営 上 \mathcal{O} 重要な決定に参 画する管理的 地位にあ ŋ, カン つ、 鉄道事業に関する 一定 の実務の経 一験その 他 \mathcal{O}

玉 土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。 以下同じ。 の選任 に . 関 はする事

項

五. 運 転管理者 (鉄道運送事業者が、 第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、 列車の 運行

 \mathcal{O} 管理、 運転 士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、 鉄道 事 業に関 する

定 の実務 の経験その 他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。 以下

同じ。 の選任に関する事 項

3

国土交通大臣は、 安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、 当該鉄道事業者に対し、

これを変更すべきことを命ずることができる。

4 鉄道事業者は、 安全統括管理者及び 運転管理者 (第三種鉄道事業者にあつては、 安全統括管理者) を

選任しなければならない。

5 鉄道 事業者は、 安全統括管理者又は運転管理者を選任 Ļ 又は解任したときは、 国土交通省令で定め

るところにより、 遅滞なく、 その旨を国土交通大臣に届 け出 なければ ならな

ればならない。

6

鉄道事業者は、

輸送の安全の確保に関し、

安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなけ

7 国土交通大臣は、 安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、 当該安全統括管

理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれが

あると認めるときは、 鉄道事業者に対し、 当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ず

ることができる。

第十九条の二の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の三 る勧告に係る事項その による命令に係る事項、 国土交通大臣は、 他 (T) 踏切道改良促進 国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、 毎年度、 法 前二条の規定による届出に係る事項、 (昭和三十六年法律第百九十五号) 第六条第一項の 第二十三条第一 これを公表する 規定によ 項の規定

鉄道事業者による安全報告書の公表)

ŧ

のとする。

第十九条 O兀 鉄道事業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 毎事業年度、 安全報告書 (輸送 の安

か わ る情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録 確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他 (電子的方式、 (T) 国土交通省令で定める輸送の 磁気的方式その他人の 安全に 知覚によ

つては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。)をいう。)を作成し、これを公表しなければならな

第二十五条に次の一項を加える。

第二十三条第一項中「について」の下に

「輸送の安全、」

を加える。

国土交通大臣は、 第一 項の業務の管理の委託又は受託が前項各号に掲げる基準 のいずれかに適合しな

3

くなつたと認めるときは、 受託者に対し受託した業務の管理について改善のため必要な措置を講ずべき

ことを命じ、又は第一項の許可を取り消すことができる。

第三十八条中 「第十九条の二」 を 「第十九条の四」に改め、 「ときは」と」 の 下 に $\overline{\ }$ 第十八条の三第

二項第五号、 第四 項、 第五 項及び第七項 中 「運転管理者」とあるのは 「索道技術管理者」と」 を加 でえる。 でえる。

第五 十五 条第 項中 「索道事業者」 の 下 に 「(第二十五条第一 項 (第三十八条に お いて準用する場合を

の規定による許可を受けた受託者 (次項及び次条にお いて 「許可受託者」という。)を含む。)

を加え、 同条中第二項を第三項とし、 第 項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に関し特に必要があると認めるときは、 その必要の限度において、

鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者 (許可受託者を除く。) に対し、その委託を受け

た業務の状況に関し報告をさせることができる。

第五十六条第一項中 「索道事業者」 の下に「(許可受託者を含む。)」 を加え、 同条第四項中

二項」 を 「から第三項まで」 に改め、 同項を同 条第五項とし、 同条第三項中 「前二項」 を 「前三項」に改

め 同項を同条第四項とし、 同条中第二項を第三項とし、 第一項の次に次の一 項を加える。

国土交通大臣は、 前項の規定による立入り、 検査又は質問を行う場合において特に必要があると認め

2

るときは、 その必要の 限度において、 その 職員に、 鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた

者 (許可受託者を除く。 0) 事 務所その他 1の事 、業場に立ち入り、 その委託を受けた業務の状況若しくは

当該業務に係る事業の 用に供する施設、 帳簿、 書類その 他 の物件を検査させ、 又は関係者に質問させる

ことができる。

第五十六条の次に次の一条を加える。

、安全管理規程に係る報告の 徴収又は立入検査の実施に係る基本的

第五十六条の二 国土交通大臣は、 第五十五条第一 項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定によ

な方針

る立入検査のうち安全管理規程 (第十八条の三第二項第一号 (第三十八条において準用する場合を含む

。)に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第六十四条の二中 「処分」を「処分等」に改め、 同条に次の一号を加える。

五 第五十六条の二の規定による基本的な方針の策定

第六十九条中 <u>ー</u>に を 「いずれかに」 に改め、 第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 同条第二

号中「による許可を受けないで」を「に違反して、」に改め、 同号を同条第三号とし、 同条第一号の次に

次の一号を加える。

第二十三条第一項の規定による命令 (輸送の安全に関してされたものに限る。) に違反した者

第七十条第四号中 「違反して」を「違反して、」に改め、 同条第七号を次のように改める。

(第三十八条において準用する場合を含む。)

の規定による届

出をしないで、

七

第十八条の三第一項

又は届う け出た安全管理規程 (第十八条の三第二項第二号及び第三号 (これらの規定を第三十八条にお

1 準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)によらないで、事業を行つた者

第七十条第十三号中「違反して」を「違反して、」に改め、

同号を同条第十七号とし、

同条第十二号中

「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中 「第五十五条第

項又は第二項」を「第五十五条」に改め、 同号を同条第十五号とし、同条中第十号を第十四号とし、 第

九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 第十八条の三第三項若しくは第七項(これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。)

第二十二条の二第三項、 第二十五条第三項 (第三十八条において準用する場合を含む。) 又は第三

十八条及び第三十九条第二項において準用する第二十三条第一項の規定による命令に違反した者

九 第十八条の三第四項 (第三十八条において準用する場合を含む。) の規定に違反して、 安全統分 括管

理者、運転管理者又は索道技術管理者を選任しなかつた者

+ 第十八条の三第五項 (第三十八条において準用する場合を含む。) の規定による届出をせず、 又は

虚偽の届出をした者

+ 第二十三条第一項の規定による命令に違反した者 (前条第二号に該当する者を除く。)

第七十二条中「第六十七条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、 「又は人に対しても、 を

「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

第六十九条 (第二号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑

第六十七条、 第六十八条、第六十九条 (第二号に係る部分を除く。) 及び前二条 各本条の罰金刑

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 次の各号の いずれかに該当する者は、 百万円以下の過料に処する。

第十九条 (第三十八条において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告

をした者

第十九条の四 (第三十八条において準用する場合を含む。) の規定による公表をせず、 又は虚偽の

公表をした者

(軌道: 法 の一部改 Ī

軌 道法 (大正十年法律第七十六号) の一部を次のように改正する。

第二条

第二十六条中 「第二十条、 第二十一条」を 「(昭和六十一年法律第九十二号) 第十八条の二、 第十八条

の 三 、 第十九条の三乃至第二十一条」に改め、 「並第二項」の下に「、 第二十五条第三項」を加え、

第五十六条第一項」を「、 第五十五条第二項、 第五十六条第一項及第二項並第五十六条の二」に改め、 同

条ただし書中 「鉄道抵当法」の下に「(明治三十八年法律第五十三号)」を、 「明治四十二年法律第二十

八号」の下に 「ト同法第二十五条第三項中第一項トアルハ軌道法第十六条第一項ト業務トアル 事業又は

運 転トが 前項各号に掲げる基準の いずれかに適合しなくなつたトアルハに関 し公益上必要があるト 同

五. 十五 条第二項並第五十六条第一項及第二項中国土交通大臣トアル ハ国土交通大臣又は都道府県知事ト 同

法第五十六条の二中第五十五条第一 項トアルハ軌道法第十三条」を加える。

並

第二十七条ノ二中「処分」を「処分等」に改め、 同条第七号中 「第二十七条第一項」を「前条第一項」

に改め、 同号を同条第九号とし、 同条第六号の次に次の二号を加える。

七 第二十六条ニ於テ読替 ヘテ準用ス ル 鉄道事業法第二十五条第三項 ノ規定ニ依 ル事業、 (ノ管理 一ノ委託 又

受託 ノ 許 可 ノ 取 消

八 第二十六条ニ於テ読 替 ヘテ準 用スル鉄道事業法第五十六条の二ノ規定ニ依ル基本的ナル方針 ノ策定

第二十八条中 「百円以上二千円」を「二百万円」 に改め る。

「十円以上千円」を「百万円」に改め、

同条第四号中

「提出」及び

「ノ届出、

報告」

の 下

に 公表」を加え、 同条に次の二号を加える。

第二十九条中

五. 第二十六条ニ於テ準用スル鉄道事業法第十八条の三第一項ノ規定ニ依リテ届出タル安全管理規程

同条第二項第二号及第三号ニ係ル部分ニ限ル)ニ依ラズシテ事業ヲ為シタルトキ

六 第二十六条ニ於テ準用スル鉄道事業法第十八条の三第四項ノ規定ニ依リテ為スベキ安全統括管理者

又 ハ運転管理者ノ選任ヲ怠リタルトキ

第三十四条中 「及第二十四条」 を 一、 第二十四条並第二十六条ニ於テ読替 ヘテ準用 スル鉄道事業法第五

十五条第二項並第五十六条第一項及第二項」 に改める。

鉄道営業法 \mathcal{O} 部改正

第三条 鉄道営業法 (明治三十三年法律第六十五号) の 一 部を次のように改正する。

第二十八条ノニを削

、踏切道改良促進 法 の 一 部改正

第三条第一項中

「平成十三年度」を「平成十八年度」に、

「又は構

造の改良」

を

構造

0

改良」

に改

第四条

踏切道 改良促進法 (昭和三十六年法律第百九十五号) の 一 部を次のように改正する。

め、 「同じ。)」の下に「、 歩行者等立体横断施設 (横断歩道橋その他の歩行者又は自 転車 が安全か つ円

滑に鉄道を横断するための立体的な施設であつて国土交通省令で定めるものをいう。 以下同じ。 0 整 備

を加え、 同条第二項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に改め、 「構造の改良」の下に 歩行 者

等立体横断 施 設 の整備」 を加え、 同条第三項及び第四項中 「又は構造の改良」 を 構造の改良又は歩行

者等立体横 断 施設 の整 備 に改める。

第四条第一項及び第五項中 「又は構造の改良」 を 構造の改良又は歩行者等立体横断施設 の整備 に

第 び 九 第七項 項中 又は 中 構造改良計画」 「若しくは構造改良計 「又は 構造改 を 良 計 画 画 構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備 を を 構造 構造改良計画若 设良計可 画 又は歩行者等立 しくは歩行者等立体横断 一体横断: 施 計 設整 画 施 備 に改め、 設 計 整備 画 に改 計 同条第六項及 画 め に 改 同 条 8

め、 第 五 保安設 条中 「若しくは構造改良 備 整 備 計 画 \mathcal{O} 下に 計 画 (次条第 を 構造改良計画 項に、 お 1 7 [若しくは歩行者等立体横 <u>\f\</u> 体交差化 計 画等」 という。 断 施 設整 _ 備 を加 計 画 でえる。 でえる。 に改 る。

(資金の貸付け)

第

八条を第十条とし、

第七条を第八条とし、

同条の次に次の一条を加える。

第九条 資 ときは、 交通大臣 体交差化計 金を無利子で貸し付ける場合において、 玉 当該貸付けに必要な資 は、 が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。 画に係る踏切道の改良の工事 都道府県又は市 町村が立体交差化工事施行者 金の一 部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。 (政令で定めるものに限る。 その貸付けの 条件が (鉄道事業者及び道路管理者の同意を得て立 次項 に対 の政令で定める基準に し当該 を行おうとする者であ 工事 に要する費用に充てる 適合してい つて国土

前項の国 の貸付金及び同項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他

2

必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

第六条第一 項中 「又は 構造改 良計画」 を \neg 構造改良計画又は歩行者等立体横断 施設整備 計 画 に改 $\hat{\delta}$

、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(番件等)

第六条 国土交通大臣 は、 鉄道 事業者及び国 土交通大臣以外の道路管理者又は鉄道 事業者が 正当な理 由 が

なく立体交差化計 画等に従つて当該踏切 道 の改良を実施 してい ないと認めるときは、 当該 鉄道 事 業者及

び道路管理者又は鉄道事業者に対して、 当該立体交差化計画等に従つて当該踏切道 の改良を実施すべ

ことを勧告することができる。

2 前項 の規定による勧告を受けた鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者又は鉄道事業者が 正

な理 由 がなくその勧告に係る踏切道の改良を実施していないときの措置は、 鉄道· 事 業法 (昭 和六十一 年

法律第九十二号) 第二十三条第 項 (第三号に係る部分に限る。 (軌道法 (大正· 十年法律第七十六号

第二十六条において準用する場合を含む。) の規定又は道路法第七十五条第一項から第三項までの 規

定の定めるところによる。

本則に次の一条を加える。

(報告の徴収)

第十一条 国土交通大臣は、 この法律の施行に必要な限度において、 国土交通省令で定めるところにより

鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、 踏切道の改良の実施の状況その他必要な事 項

について報告を求めることができる。

(道路運送法の一部改正)

第五条 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に「、輸送の安全を確保し」を加える。

第二十二条を次のように改める。

(輸送の安全性の向上)

第二十二条 般旅客自動車運送事業者は、 輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、 絶えず輸

送の安全性の向上に努めなければならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程等)

第二十二条の二 般旅客自動 車運送事業者 (その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるも

のを除く。以下この条において同じ。)は、 安全管理規程を定め、 国土交通省令で定めるところによ

国土交通大臣に届け出 なけ ればならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

規程 は、 一般旅客自動車運送事業者が

輸送の安全を確保するために

2

安全管理

項に関い 国土交通省令で定めるところにより、 必要な内容を定めたものでなければならな

輸 送の安全を確保するため の事業の運営の方針に関する事項

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 に関する事項

 \equiv 輸送の安全を確保するため の事業の実施及びその管理の方法に関する事 項

兀 安全統括管理者 般旅客自動車 運送事業者が、 前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させ

るため、 事業運営上 \mathcal{O} 重要な決定に参画する管理的 地位にあり、 か つ、 般旅客自 動 車 運 送 事 業に

する一定の実務の経験その 他 !の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。

遵守すべき次に掲げる事

以下同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、 安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、 当 該 般旅客自動車運送

事業者に対し、 これを変更すべきことを命ずることができる。

4 般旅客自 動 車運送事業者は、 安全統括管理者を選任 しなけ ればならない。

安全統括管理者を選任

又は解任したときは、

国土交通省令で定め

るところにより、 遅滞なく、 その旨を国土交通大臣に届 け出 なければならな

見を尊重しなければならない。

6

般旅客自

動

車運送事業者は、

輸送の安全の確保に関

Ų

安全統括管理者のその職務を行う上での意

5

般

旅客自

動車運送事業者は、

7 国土交通大臣は、 安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、 当該安全統括管理者が引き続き

その職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、 一般旅客

自 動 車運送事業者に対し、 当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第二十三条の五第四項を削る。

第二十八条を削り、 第二十七条を第二十八条とし、 第二十六条の次に次の一条を加える。

(輸送の安全等)

第二十七条 設定そ 揭示 眠 計 1 7 画 \mathcal{O} そ た 及 び 0 運 0) \emptyset 他 転 他 運 に利用することができる施設 [者等] (T) 行 0 計 旅客に対する適切 運 般旅客自 画 行 という。 の管 0 理、 動車運送事業者は、 遂行に必要となる員数の 事 \mathcal{O} 業用自動 が情報 適切 な指導監督、 車 \mathcal{O} \mathcal{O} 整 提供その \mathcal{O} 事業計画 運 備 転 事 者、 運 業 事 転者 他 画 業用力 車掌 用 自 \mathcal{O} $\widehat{}$ 輸 \mathcal{O} 般乗合旅客自動車 送 その 確保、 自 動 動 車 の安全及び 他 車 \mathcal{O} 事業用· 内 旅 運 に 客又は公衆に接する従業員 転 者 お 1の適 旅客 ける当 自動 この利便 車 切 運送事業者にあつては、 な勤 該 \mathcal{O} 事 運 業者 0 務 転 確保の 時 者 いがその 間 \mathcal{O} 氏 及び 名又 ため 乗 休 (次項 憩又 に は 務 必要な 詩 名 事 に 間 は 称 業 な 睡 \mathcal{O} \mathcal{O}

てい 理若しくは運転者等の指導監督 事業者に対 二十三条第一項、第二十三条の五第二項若しくは第三項若しくは前項の規定又は安全管理規程を遵守 国土交通大臣は、一 な いため輸送の安全又は旅 運行管理者に対する必要な権限の 般旅客自動車運送事業者が、第二十二条の二第一項、 の方法の改善、 客の利便が 確保されてい 旅客に対する適切な情報の提供、 付与、 ないと認めるときは、 必要な員数の運転者 第四項若しくは第六項、 \mathcal{O} 当 該 確保、 当該安全管理規程 般旅 施設 又は 客自 運 動 行 車 の遵 \mathcal{O} 運 第 送 管

2

事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

般 旅客自 動 車運送事 業者の事業用自動車の 運転者及び運転 1の補 助 に従事する従業員は、 運行の安全

3

 \mathcal{O} 確 保 のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

第二十九条を次のように改める。

(事故の報告)

第二十九条 般旅 客自 動 車運送事業者は、 その事業用自動車が が転覆し、 火災を起こし、 その他 国土交通

る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

故を引き起こしたときは、

遅滞なく事故の種類

原因その他国土交通省令で定め

省令で定める重大な事

第二十九条の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の二 国土交通大臣は、 毎年度、 第二十七条第二項の規定による命令に係る事項、 前条の規定

による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、 これを公表

するものとする。

(一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の三 般旅客自動 車 運送事業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 輸送の安全を確保

するために講じた措置及び講じようとする措置その他の 国土交通省令で定める輸送の安全に カゝ か わ る情

報を公表しなければならない。

第四十三条第五 項中 第二十三条、」 を 「から第二十三条まで、」に、 「第二十七条第一項、

八条」 を 「第二十七条、 第二十八条第一項、 第二十九条から第二十九条の三まで」 に改める。

第八十八条の二中 「処分」を「処分等」に改め、 同条に次の一号を加える。

七 第九十四条の二の規定による基本的な方針の策定

第九十四条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第九十四条の二 国土交通大臣は、 前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第三項の規定による立入

検査 のうち安全管理 規程 (第二十二条の二第二項第一号 (第四十三条第五項において準用する場合を含

む。) に係る部分に限る。 に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

又は第二十三条第三項(これらの規定を」に改め、 ら第十六号までを二号ずつ繰り下げ、 1 に改め、 て準用する場合を含む。)、第二十七条第二項」に改め、 第二十八条第二項」を「第二十二条の二第三項若しくは第七項 第九十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、 同条第十一号中 「第二十三条の五第四項 同条第十二号中 同号を同条第十四号とし、 同条第二号及び第四号中「違反して」を「違反して、 (第四十三条第五項にお 「第二十三条第三項 同条中第十七号を第十九号とし、第十三号か (これらの規定を第四十三条第五項にお いて準用する場合を含む。) を「第二十二条の二第五 同条第十一号の次に次の二

十二 第二十二条の二第一項 四十三条第五項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)によらないで、事業を行つた しないで、又は届け出た安全管理規程 (第四十三条第五項において準用する場合を含む。) の規定による届出を (第二十二条の二第二項第二号及び第三号(これらの規定を第

号を加える。

者

安全統括管理者を選任しなかつた者 第二十二条の二第四項 (第四十三条第五項において準用する場合を含む。) の規定に違反して、

第百四条中「一に」 を「いずれかに」 に改め、 同条第三号中「第二十七条第一項」を「第二十八条第

項」に改める。

第百 五条中 「一に」を「いずれかに」に改め、 同条第三号中「第二十二条」を「第二十九条」 に改め、

同条第四号中 「違反して」を「違反して、」に改め、 同条中第六号を第七号とし、 第五号を第六号とし、

第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十九条の三 (第四十三条第五項において準用する場合を含む。) の規定による公表をせず、

は虚偽の公表をした者

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第六条 貨物自動 車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) の一部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に 輸送の安全を確保するとともに」を加える。

第十二条から第十六条までを次のように改める。

(輸送の安全性の向上)

第十二条から第十四条まで

削除

又

第十五条 一般貨物自動 車運送事業者は、 輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、 絶えず輸送

の安全性の向上に努めなければならない。

(安全管理規程等)

第十六条 般貨物: 自 動 車 運送事業者 (その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満 であるもの を除

以下この条におい て同じ。) は、 安全管理規程を定め、 国土交通省令で定めるところにより、 玉 王

交通大臣 に届 け出なけ ればならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

2 安全管理規程は、 輸送の安全を確保するために 一般貨物自動車 運送事業者が遵守すべき次に掲げる事

項に関し、 国土交通省令で定めるところにより、 必要な内容を定めたものでなければならない。

輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

輸送の安全を確保するため の事業の実施及びその管理の体制 に関する事項

 \equiv 輸 送の安全を確保するため の事業の実施及びその管理の方法に関する事 項

兀 安全統括管理者 般貨物自動 車 運送事業者が、 前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させ

るため、 事業運営上の 重要な決定に参画する管理的地位にあり、 カン つ、 般貨物自動車 運送事業に関

する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。

以下同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、 安全管理規程が前 「項の規定に適合しないと認めるときは、 当該 般貨物自動 車 運送

事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 般貨物自 動 軍 運送事業者は、 安全統括管理者を選任 しなけ いれば、 ならな

5 般貨物· 自 動 軍 運送事業者は、 安全統括管理者を選任 又は 解任したときは、 国土交通省令で定め

るところにより、 遅滞なく、 その旨を国土交通大臣に届け出なければならな

6 一般貨物自 動 車運送事業者は、 輸送の安全の確保に関し、 安全統括管理者のその職務を行う上での意

見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であって、当該安全統括管理者が引き続き

その職 務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、 般貨物

自 車 運送事業者に対し、 当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第二十二条の二中 「という。) が の 下 に 「第十五条、 第十六条第一項、 第四項若しくは第六項、 を

加え、 「又は前条第二項」を「若しくは前条第二項」に改め、 「規定」の下に「又は安全管理規程」 を加

える。

第二十三条中 「一般貨物自動車運送事業者が」の下に「、 第十六条第一項、 第四項若しくは第六項」を

加え、 「第三項又は」を 「第三項若しくは」に改め、 「規定」 の下に「又は安全管理規程」 を、 停止

の下に「、当該安全管理規程の遵守」を加える。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十四条の二 国土交通大臣は、 毎年度、 第二十三条の規定による命令に係る事項、 前条の規定による

届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、 これを公表するも

のとする。

(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十四条の三 般貨物自動車運送事業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 輸送の安全を確保

するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に かかわる情

報を公表しなければならない。

第三十五条第六項中 「第九条、」 の 下 に 「第十五条、 第十六条、」 を加え、 $\vec{}$ 第二十三条、第二十四

条」を「から第二十四条の三まで」に改める。

第三十六条第二項中 「第十七条第一項から第三項まで、 第二十三条」を「第十五条、 第十七条第一 項か

ら第三項まで、 第二十三条」に改め、 「第二十三条中「」 の下に「第十六条第一項、 第四項若しくは第六

項、」 を加え、 「第三項又は」を「第三項若しくは」に改め、 「前条の規定」 の 下 に 「又は安全管理規程

」を加える。

第三十七条第三項中「第十七条第一項」を「第十五条、第十六条、 第十七条第一項」に、 \neg 第二十三

条、第二十四条」を「から第二十四条の三まで」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針

第六十条の二 国土交通大臣は、 前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第四 項の規定による立入検

査のうち安全管理規程 (第十六条第二項第一号 (第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用

する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるも

のとする。

第六十七条中 「緊急調整区間の指定」 の下に「、 第六十条の二の規定による基本的な方針の策定」 を加

える。

第七十六条第一号中 「第八条第二項」の下に「、 第十六条第三項若しくは第七項 (これらの規定を第三

十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)」 を加え、 同条中第九号を第十一号

第八号を第十号とし、同条第七号中 「違反して」を「違反して、」に改め、 同号を同条第九号とし

同条第五号中「第十八条第三項(」を「第十六条第五項又は第十八条第

三項 (これらの規定を」に改め、 同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

同条第六号を同条第八号とし、

五. 第十六条第一項(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。) の規定

による届出をしないで、又は届け出た安全管理規程 (第十六条第二項第二号及び第三号 (これらの規

定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。

によらないで、事業を行った者

六 第十六条第四項 (第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。) の規定

に違反して、安全統括管理者を選任しなかった者

第七十九条第 号及び第三号中 「違反して」を 「違反して、 に改め、 同条中第五号を第六号とし、 第

四号の次に次の一号を加える。

五 第二十四条の三 (第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。 の規定

による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(海上運送法の一部改正)

第七条 海上運送法 (昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に「、輸送の安全を確保し」を加える。

第十条の二を次のように改める。

(輸送の安全性の向上)

第十条の二 般旅客定期航路事業者は、 輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、 絶えず輸送

の安全性の向上に努めなければならない。

第十条の二の次に次の一条を加える。

、安全管理 規程等)

第十条の三 般旅客定期航路事業者は、 安全管理規程を定め、 国土交通省令で定めるところにより、 玉

土交通大臣に届け出 なけ ればならない。 これを変更しようとするときも、 同 様とする。

に関 į 国土交通省令で定めるところにより、 必要な内容を定めたものでなければならない。 2

安全管理規程

はは、

輸送の安全を確保するために

一般旅客定期

航

路

事

業者が遵守すべき次に掲げる事

項

輸送の安全を確保するため \mathcal{O} 事 業の 運営の方針 に関する事 項

の事業の実施及びその管理の体制

に関する事項

輸送の安全を確保するため

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事 項

匹 安全統括管理者 般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させる

ため、 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、 か つ、 般旅客定期航 路 事 業に関

定 の実務の経験その 他の 国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。 以下

同じ。 の選任に関する事 項

五. \mathcal{O} 舶 \mathcal{O} 玉 運航管理者 土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。 運 航 の管 理に係るものを行わせるため、 般旅客定期航路事業者が、 第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、 般旅客定期航路事業に関する一定の実務 以下同じ。 0) 選任に関 \mathcal{O} 経 験そ 行する $\overline{\mathcal{O}}$ 船 他

事項

3 玉 王 交通大臣 は、 安全管理 規程が が頭の 規定に適 合しないと認めるときは、 当該 般旅 客定期 航 路

業者 に対し、 これを変更すべきことを命ずることができる。

4

般

旅客定期航路事

業者は、

安全統括管理者及び運航管理者を選任

しなければならない。

5 通省令で定めるところにより、 般 旅客定期航路事 業者は、 遅滞なく、 安全統括管理者又は運航管理者を選任し、 その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 又は解任したときは、 国土交

6 を尊重しなければならない。 般旅客定期航路事業者は、 輸送の安全の確保に関し、 安全統括管理者のその職務を行う上での意見

7 理者又は運 国土 交通大臣は、 航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ 安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠 つた場合であつて、 当該安全統括管 が

あると認めるときは、 一般旅客定期航路事業者に対し、 当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべ

きことを命ずることができる。

第十九条第二項中「運航管理規程」を「安全管理規程」に改める。

第十九条の二の二を第十九条の二の四とし、 第十九条の二の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二の二

国土交通大臣

は、

毎年度、

第十九条第二項の規定による命令に係る事項その他

の国土

交通省令で定める輸送の安全に かかわる情報を整理し、 これを公表するものとする。

般旅客定期航路事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

第十九条の二の三 一般旅客定期航路事業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 輸送の安全を確保

するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわ . る情

報を公表しなければならない。

第十九条の三第三項中 「、第十一条、」を「から第十一条まで、」に、 「及び第十九条第二項」を「、

第十九条第二項、 第十九条の二の二及び第十九条の二の三」に改める。

第十九条の四第一項中「第十九条の二の二から前条まで」を「前二条」 に改める。

第十九条の六の二中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第十九条の六の三第二項中 「第十条の二及び第十九条第二項」を 「第十条の三、 第十九条第二項、 第十

九条の二の二及び第十九条の二の三」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第 一項中 「第十条の二」 を

とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条の三」

に改め、

「第十九条の二」

の 下 に

「から第十九条の二の三まで」を加え、

同項を同条第二項

第十条の二の規定は、 貨物定期航路事業について準用する。

第二十条の二第二項中「第十条の二及び第十九条第二項」を「第十条の三、第十九条第二項、

の二の二及び第十九条の二の三」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項中「第十条の二」を「第十

条の三」に改め、 「第十九条の二」の下に 「から第十九条の二の三まで」を加え、 同項を同条第二項とし

同条に第一項として次の一項を加える。

第十条の二の規定は、不定期航路事業について準用する。

第二十三条中 「第十九条の二」 の下に「から第十九条の二の三まで」を加える。

第十九条

第二十五条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程に係る報告の 徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針

第二十五条の二 国土交通大臣 は、 第二十四条第 項の規定による報告の徴収 又は前 条第一項 の規定によ

る立入検査のうち安全管理規 程 (第十条の三第二項第一号 (第十九条の三第三項、 第十九 条の 六の三第

二項及び第三項、 第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。

係る部 分に限る。)に係るものを適正に実施するための 基本的 な方針を定めるものとする。

第四 十五条の三中 「処分」を「処分等」に改め、 同条に次の一号を加える。

五 第二十五条の二の規定による基本的な方針の策定

第五十条中 「一に」を「いずれかに」に改め、 同条第三号中 「違反して」を「違反して、」に改め、 同

条第六号を次のように改める。

第十条の三第一項 (第十九条の三第三項、 第十九条の六の三第二項及び第三項、 第二十条の二第二

項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。) の規定による届出をしないで、

届 出をした安全管理規程 (第十条の三第二項第二号及び第三号 (これらの規定を第十九条の三第三項

用する場合を含む。) 第十九条の六の三第二項及び第三項、 に係る部分に限る。)によらないで、 第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準 事業を行つた者

を 項」を「第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項」に改め、同号を同条第十三号とし、 号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第十九条の六の三第一項、第二十条の二第一 二十四号とし、第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「第二十条の二第一項 十条 の規定を」に、 を 号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、 第五十条第七号中 「第十条の三第五項」に、「第十九条の六の三、第二十条の二及び」を「第十九条の六の三第二項及び の二第二項及び第三項並びに」に改め、 「第二十条の二第二項」に改め、 項」を「第十九条の六の三第二項、 「第十九条の六の三、第二十条の二及び」を 「第十条の二第三項」を 同号を同条第十九号とし、同条中第十七号を第十八号とし、 「第十条の三第三項」に、 「これらの規定を」を削り、 第九号を第十号とし、 第二十条の二第二項」に改め、 「第十九条の六の三第二項及び第三項、 同条第八号中 「第五項 「第十九 同条中第二十三号を第 条の六の三第 「第十条の二第四 を 「第七項 同条中第十 一項、 (これら 第十三 第

第三項、

第二十条の二第二項及び第三項並びに」に改め、

同号を同条第九号とし、

同条第七号の次に次の

一号を加える。

八 第十条の三第四項 (第十九条の三第三項、 第十九条の六の三第二項及び第三項、 第二十条の二第二

項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。) の規定に違反して、 安全統括管理者

又は運航管理者を選任しなかつた者

第五十四条中 「一に」を 「いずれかに」 に改め、 同条第一号中 「第三十三条においてこれらの規定を」

を 「これらの規定を第三十三条において」に改め、 同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、

一号の次に次の一号を加える。

二 第十九条の二の三(第十九条の三第三項、 第十九条の六の三第二項及び第三項、 第二十条の二第二

項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽

の公表をした者

(内航海運業法の一部改正)

第八条 内 航海 運業法 (昭和二十七年法律第百五十一号) の一部を次のように改正する。

第一 条中「により」 の 下 に 輸送の安全を確保するとともに」を加える。

第八条第一項中「及び次条」を「から第九条まで及び第二十五条の三」 に改め、 同条の次に次の一条を

加える。

(輸送の安全性の向上)

第八条の二 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者 (船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除

は、 輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、 絶えず輸送の安全性の向上に努めなけ ĥ

ばならない。

第九条を次のように改める。

(安全管理規程等)

第九条 内航海運業者は、 安全管理規程を定め、 国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣に届

け出なければならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

2 土交通省令で定めるところにより、 安全管理規程は、 輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、 必要な内容を定めたものでなければならない。 玉

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- \equiv 輸送の安全を確保するため \mathcal{O} 事 業の実施及びその管理 の方法に関する事 項
- 兀 安全統 括管理者 內 航海 運業者が、 前三号に掲げる事項 に関する業務を統括管理させるため、 事 業

運営上 $\overline{\mathcal{O}}$ 重要な決定に参画する管理 的 地位にあり、 か つ、 内 航 海 運業に関 する一 定 \mathcal{O} 実務 \mathcal{O} 経験 そ

他 0 玉 土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。 以下同 0) 選 任に 関 す

る事項

五. 運 航管理者 內 航 海運業者が、 第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務 のうち、 船 舶 0 運 航 \mathcal{O}

管理に係るものを行わせるため、 内航海運業に関する一定の実務 の経験その他の国土交通省令で定め

る要件を備える者のうちから選任する者をいう。 以下同じ。) の選任に関する事 項

- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、 当該内航海運業者に対
- 、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 内 航 海運業者は、 安全統括管理者及び 運航管理者を選任しなければならない。
- 内航海運業者は、 安全統括管理者又は運航管理者を選任し、 又は解任したときは、 国土交通省令で定

5

めるところにより、 遅滞なく、 その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 内航海運業者は 輸送の安全の確保に関し、 安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しな

ければならない。

7 国土 交通大臣は、 安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、 当該安全統括管

理者又は 運 航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

あると認めるときは、 内航海運業者に対し、 当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命

ずることができる。

第二十五条第一項中 「運航管理規程」を「安全管理規程」に改める。

第二十五条の三を第二十五条の五とし、第二十五条の二を第二十五条の四とし、第二十五条の次に次の

二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の二 国土交通大臣は、 毎年度、 前条第 一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省

令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、 これを公表するものとする。

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の三 内航海運業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 輸送の安全を確保するために講

じた措置及び講じようとする措置その 他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しな

けれ ば ならない。

第二十六条の次に次の 一条を加える。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六条の二 国土交通大臣は、 前条第 項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程

(第九条第二項第一号(次条において準用する場合を含む。) に係る部分に限る。) に係るものを適正

に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、 前項の基本的な方針の策定をしようとするときは、 運輸審議会に諮らなければなら

ない。

第三十二条第三号中 「第五項」を「第七項」に改め、 同条第四号中 「運航管理規程」 を「安全管理 規程

(第九条第二項第二号及び第三号(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。) に係る部

分に限る。)」に、 「船舶を運航した」を「事業を行つた」に改め、 同条中第七号を第八号とし、

を第七号とし、 同条第五号中 「第九条第四項」を 「第九条第五項」に改め、 同号を同条第六号とし、 同条

第四号の次に次の一号を加える。

五. 第九条第四項 (第二十七条において準用する場合を含む。) の規定に違反して、 安全統括管理者又

は運航管理者を選任しなかつた者

第三十四条第一号中 「第二十五条の二」を「第二十五条の四」に改め、

兀 第二十五条の三(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、 又は 虚偽

同条に次の一号を加

える。

の公表をした者

(航空法の一部改正)

第九条 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中 「確保して」の下に 「輸送の安全を確保するとともに」を加える。

第二条第二項中 「第十九条第 一項」を 「第十九条第二項」に改める。

第十六条第二項中「供してもよい」 を 「供することができる」に改める。

定める軽 る航空機」 第十九条第二項中 微な保守を除く。 を 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 「前項」 航空機以外 次条において同じ。 を「前二項」に改め、 の航空機であつて、 を削り、 同項を同条第三項とし、 耐空証明のあるもの」 同 項を同条第二項とし、 に改め、 同条第一 項 中 同条に第 (国土交通省令で 「耐空証 項として 明の あ

次

0

項を加

える。

当該 の能 は めるところにより、 改造をする場合 航 空 力について同 航 空機に 運 送事 **つ** 業 7 \mathcal{O} て整備 項 用 (第十六条第 当該: の認定を受けた者が、 に供する国土交通省令で定める航空機であつて、 |航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するのでなけれ (国土交通省令で定め 項の 修 理又は改造をする場合を除く。) 当該認定に係る整備又は改造をし、 る軽微な保守を除く。 耐空証 次項及び には、 明 カュ 次条にお \mathcal{O} つ、 あ 第二十条第 るも 国土交通省令で定 \tilde{O} **,** \ て 0 同 使 用者 項 第四 号 又

項」 定を受けた者が当該認定に係る整 第十 を 九条の二中 「前条第二項」に、 「場合」 の 下 に 「供してもよい」 |備又は改造をしなければならない場合を除く。) 「(前条第 を 項の規定により次条第一項第四号の能力につい 「供することができる」に改める。 _ を加え、 て同 前 項 0 認

ば、

これを航空の用に供

してはならない。

第百三条を次のように改める。

(輸送の安全性の向上)

第百三条 本邦航空運送事業者は、 輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、 絶えず輸送の安全

性の向上に努めなければならない。

第百三条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程等)

第百三条の二 本邦航空運送事業者 (その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く

安全管理規程を定め、

国土交通省令で定めるところにより、

国土交

以下この条において同じ。)は、

通大臣に届け出なければならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

2 Ļ 安全管理規程は、 国土交通省令で定めるところにより、 輸送の安全を確保するために本邦航空運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関 必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

輸送の安全を確保するため の事業の実施及びその管理の体制に関する事項

 \equiv 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

兀 安全統 括管理者 (本邦航空運送事 業者が、 前三号に掲げる事項 に関する業務を統 括管理させるため

事 業運 営 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 重要な決定に参画する管理的 地位に にあり、 カン つ、 航空運送事業に関 する一 定 0 実 務 \mathcal{O}

経 験 その 他 \mathcal{O} 国 土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。 以下同 \mathcal{O} 選

任に関する事項

3 玉 王 交通大臣 は、 安全管理 規程が 前 項 (の規定に適合しないと認めるときは、 当該. 本邦航空運送事 業者

に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 本 邦航空運送事業者は、 安全統括管理者を選任しなければならない。

5 本邦航空運送事業者は、 安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、 国土交通省令で定めるとこ

ろに より、 遅滞なく、 その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 本邦 航空運送事業者は 輸送の安全の確保に関し、 安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊

重しなければならない。

7

国土交通大臣は、 安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、 当該安全統括管理者が引き続き

その職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、 本邦航空

運送事業者に対し、 当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第百十一条の三の次に次の三条を加える。

(安全上の支障を及ぼす事態の報告)

第百十一 条の四 本邦 航空運送事 業者は、 国土交通省令で定める航空機 の正常な運航 に安全上の支障を及

ぼ す事 態が 発生したときは、 国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣にその旨を報告しなけ

ればならない。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第百十一条の五 国土交通大臣は、 毎年度、 前条の規定による報告に係る事項、 第百十二条の規定による

命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するも

のとする。

(本邦航空運送事業者による安全報告書の公表)

第百十一 条の六 本邦航空運送事業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 毎事業年度、 安全報告書

(輸送 の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他 の国土交通省令で定める輸送

の安全に か かわ る情報を記載し、 又は記録した書面又は電磁的記録 (電子的 方式、 磁気的方式その 他 人

 \mathcal{O} 知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、 電子計算機 による情報処 理 \mathcal{O}

用に供されるものをいう。)をいう。)を作成し、 これを公表しなけ ればならな

十二条中 「の各号」 を削 同条第二号中 「運航規程又は」 「安全管理規程 又は 運 航規程若しく

を

は に改め、 同条中第五号を第六号とし、 第四号の次に次の一 号を加 える。

第百

り、

五. 第一号、 第二号及び前号に掲げるもののほか、 輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずること。

第百十三条の二に次の一 項を加える。

3 国土交通大臣は、 第一項の業務の管理の委託又は受託が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しな

くなつたと認めるときは、 受託者に対し受託した運航又は整備に関する業務の管理について改善のため

必要な措置をとるべきことを命じ、 又は第一項の許可を取り消すことができる。

第百二十四条中 「第百二条」 の 下 に 一、 第百三条」を、 「第百九条」 の下に \neg 第百十一条の四」 を加

える。

第百三十四条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第百三十四条の二 国土交通大臣は、 前条第 項の規定による報告徴収又は 同条第二項 の規定による立入

検査 のうち安全管理規程 (第百三条の二第二項第 一号に係る部分に限る。 に係るものを適正 元に実施さ

るための基本的な方針を定めるものとする。

それはの基プ自た力量を気はできてき

第百三十六条中

「処分」

を「処分等」に改め、

同条に次の一号を加える。

四 第百三十四条の二の規定による基本的な方針の策定

第百四十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、 同条第三号中 「第十九条第一項」を「第十九条第二

項」に改め、 同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

第十九条第一項の規定に違反して、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が

第十九条第 一項の整備又は改造をせず、 又は同項の確認をしないで、 当該航空機を航空の用に供

とき。

第百五十六条第一 項中 「一に」を「いずれかに」 に改め、 第二号を第三号とし、 第一 号の次に次の一号

を加える。

第百十二条の規定による命令 (輸送の安全に関してされたものに限る。) に違反したとき。

第百五十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、 第六号を第十七号とし、 第五号の二を第十六号とし

第五号を第十五号とし、 第四号を削り、 第三号の六を第十四号とし、第三号の五を第十三号とし、第三

号の四を第十二号とし、 第三号の三を第十一号とし、第三号の二を第十号とし、第三号を第九号とし、

二号を第八号とし、第一号の三を第七号とし、第一号の二を第六号とし、第一号を第五号とし、 同条に第

一号から第四号までとして次の四号を加える。

号及び第三号に係る部分に限る。)

によらないで、事業を行つたとき。 第百三条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程 (同条第二項第二

二 第百三条の二第三項若しくは第七項、 第百八条第二項若しくは第百十二条(これらの規定を第百二

十四条において準用する場合を含む。) 又は第百十一条の二の規定による命令に違反したとき

第一項第二号に該当する場合を除く。)。

第百三条の二第四項の規定に違反して、 安全統括管理者を選任しなかつたとき。

兀 第百三条の二第五項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。

第百 五十七条に次の一 項を加える。

2 第百十三条の二第一 項 の許可を受けた受託者が、 同条第三項の規定による命令に違反したときは、 百

万円以下の罰 金に処する。

第

五

十九条中

「第百四十三条、

第百 五. 十八条中 「一に」を「いずれかに」に、 「三十万円」を 百百 万円」

に改める。

第百四十四条から第百四十八条の二まで、

第百五十条及び第百五

十五

条から前条まで」 を 「次の各号に掲げる規定」に、 外、 その法人又は人に対しても」 を「ほ か、 その法

人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、 同条に次の各号を加える。

第百五十六条第一項 (第二号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰 金刑

第百四十三条、第百四十四条から第百四十八条の二まで、第百五十条、 第百 五十五条、 第百五

(第一項第二号に係る部分を除く。) 及び第百五十七条から前条まで 各本条の罰 金刑

第百六十条第一号中 「第百二十四条においてこれらの規定を」を「これらの規定を第百二十四条にお

て に改め、 同条に次の二号を加える。

第百十一条の四 (第百二十四条において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、 又は虚

偽 の報告をした者

匹 第百十一 条 の六の規定による公表をせず、 又は虚偽の公表をした者

別 表中 「第十九条第 項 を 「第十九条第二項」 に改める。

(国土交通省設置法 の 一 部改正

(平成十一 年法律第百号)

第四条第七十五号中

第十条 国土交通省設置法 の一部を次のように改正する。

百十一号中「原因」の下に「及び航空事故に伴い発生した被害の原因」を加え、 「及び」を「並びに」に

「原因」の下に「並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因」

改める。

第十五条第一項中「(昭和二十四年法律第百八十七号)」の下に「、 内航海運業法 (昭和二十七年法律

第百五十一号)」 を加え、 「処分」を「処分等」に改め、 同条第三項中「処分及び」を「処分等及び」に

改め、 同条第四 項中 「処分」を「処分等」に改める。

第二十六条中 運輸審議会の」 の 下 に 「組織、 委員その他の」 を加える。

を加え、

同条第

第三十八条中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

(海難 審 判法 \mathcal{O} 部改正

第三十三条第一

項本文中

「申立」を「申立て」に改め、

同項ただし書中

「但し」を「ただし」に、

申

理事官は、

事件について第一

第十一条 海 難審判法 (昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

<u>寸</u> を「申立て」に改め、 同条第二項中 「申立」を「申立て」に改め、

同条に次の二項を加える。

項の申立てをしなかつたときは、

国土交通省令で定めるところにより、

調査 の結果を記載した報告書を作成し、 海難審判理事所に提出しなければならない。

海難審判理事所は、 前項の報告書を高等海難審判庁に送付しなければならない。

第六十三条中 「勧告を受けた」を「裁決による勧告を受けた」に改め、 同条に次の一項を加える。

理事官は、 必要があると認めるときは、 前項の勧告を受けた者に対し、 その勧告に基づいて執つた措

置について報告を求めることができる。

第九章中第六十四条の前に次の一条を加える。

第六十三条の二 高等海難審判庁は、 国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、 その所掌事 務の遂行を

通じて得られた海難の発生の防止のため講ずべき施策についての意見を述べることができる。

(航空 · 鉄道 事 故調査委員会設置法の一 部改正)

第十二条 航空· 鉄道事 故調查委員会設置法 (昭和四十八年法律第百十三号) の一部を次のように改正する。

第一 条中 「原因」 の 下 に 「並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因」 を、 防止」 の 下 に 並 び

にこれらの事 故が発生した場合における被害の軽 減 を加える。

第三条第七号を同 条第九号とし、 同条第六号中 「防止」の下に 「並びにこれらの事故が 発生した場合に

お ける被害の軽減」 を加え、 同号を同条第八号とし、 同条第五号中 防止」 の 下 に 「並びにこれらの 事 故

が 発生した場合における被害の軽減」 を加え、 同号を同条第七号とし、 同条中第四号を第六号とし、 第三

号を第四号とし、 同号の次に次の一号を加える。

五. 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

第三条中第二号を第三号とし、 第一号の次に次の一号を加える。

航空事 故に伴い発生した被害の原因を究明するための 調査を行うこと。

第十三条第一項中 「原因」 の 下 に (航空事故又は鉄道事故については、これらの事故に伴い発生した

被害の原因を含む。以下同じ。)」を加える。

第十五 条第一項中 「及び第二号」 を 「から第三号まで」 に改め、 同条第二項第三号中 「現場」 の 下 に

航空機 の使用者、 鉄道事業者又は軌道経営者の事務所」 を、 「鉄道施設」 の 下 に 帳 簿、 書 類 を加

え、同条の次に次の一条を加える。

(調査等の委託)

第十五条の二 委員会は、 事故等調査を行うため必要があると認めるときは、 調査又は研 究 の実施に 関 す

る事 務 の一部を、 独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第 項に規定

する独立行政法人をいう。第十八条において同じ。)、 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四

条の規定により設立された法人、 事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することが

できる。

2 前項 の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあ つた者は

、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第一 項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託事務に従事 す

3

るものは、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、 法令により公務に従事

する職員とみなす。

第十八条中 「(独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人

をいう。)」を削る。

第二十一条第一項及び第二十二条中「又は鉄道事故の防止」 を「若しくは鉄道事故の防止又はこれらの

事故が発生した場合における被害の軽減」に改める。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条の前の見出しを削り、

次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則

第二十五条 第十五条の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

附 則

(施行期日)

同条を第二十六条とし、第二十四条の

第 一条 この法律は、 公布 \bigcirc 日から起算して九月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め る日 か 5 施行する。

第四 条、 第十条 (国 土交通省設置法第十五条の 改正 規定を除く。 第十一条及び第十二条並 び に次

条、 附 則第三条、 第五 条か ら第八条まで、 第十条、 第十一 条及び第十三条 \mathcal{O} 規定 平成 千八 年 兀 月 日

第九 条中 航空法第二条第二 項、 第十六条第二項、 第十九 条、 第十九 条の二、 第百 四 十三条及 T 別 表 \mathcal{O}

改 Ī 規 定並 び に 附 i 則 第 四 条の 規 定 公布 \mathcal{O} 日から起算して一年を超えない 範囲内 に お į, て政令で定め

日

〈運輸審議会への諮問に関する経過措置

第二条 国土交通大臣は、 第一条、 第二条及び第五条から第九条までの規定の施行の日前においても、 第

条 の規定による改正後の鉄道事業法第五十六条の二 (第二条の規定による改正) 後の軌道法第二十六条に お

1 て準用する場合を含む。 第五条の 規定による改正後の道路運送法第九十四条の二、 第六条の規定に

よる改 Ē 後の貨物自動 車 運送事 業法第六十条の二、 第七条の 規定による改 É 後 の海上運送法第二十五 \mathcal{O}

第八条の規定による改正後の内 航海運業法第二十六条の二第一 項及び第九条の規定による改正 後 の航

空法 (以 下 新 航空法」という。) 第百三十四条の二に規定する基本的な方針 の策定のために、 運輸 審 議

会に諮ることができる。

2 前 項 \mathcal{O} 基本 的 な方針 \bigcirc 策定に係る事 項につい 、ては、 運輸 審 議会は、 第十条中国土交通省設置法第十五

第 項 \mathcal{O} 改 É 規 定 0 施 行 前 に お 1 ても処 理することができる。

(踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 前に L た同 条 \mathcal{O} 規定による改 正 前 \mathcal{O} 踏切道改良促進法第三条第 項 \hat{O} 規定によ

る踏 切 道 の指定 は、 第四 条 \mathcal{O} 規定による改正 後 \mathcal{O} 同 項 \mathcal{O} 規定に基づいてしたものとみなす。

(航空法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附 I 則第 一 条第二号に掲げる規定の 施行前に整備又は改造に着手された新航空法第十九条第一 項 の航

空機 の整 備又は改造については、 同項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定にかか わらず、 なお従前 の例による。

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第五 条 第十二条 \mathcal{O} 規定による改 Ē 一後の 航 空 鉄道事 故調 查委員会設置法 の規定に は、 同 条 \mathcal{O} 規 定 0 施 行 \mathcal{O} 日

前 に発生した事 故等で同 日にお į, てまだ当該事故等に関する報告書が 国土交通大臣 に提出され てい ない t

のについても適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定については、 当該各規定) の施行前にした行為及び附則第

四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定 の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもの のほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関

する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、

必要があると認めるときは、 当該規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

とする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

別 表第 軌 道法 (大正十年法律第七十六号) の項中 「及び第二十四条」 を 第二十四条並びに第二十

六条に お 7 て読み替えて準用する鉄道事 業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第五十五条第二項並び に第

五. 十六条第一項及び第二項」 に改 らめる。

自 隊 法 \mathcal{O} 部改正

第十条 自 衛隊 法 昭 和二十九年 法律第百六十五号) の 一 部を次のように改正する。

(道路) 整 備特別会計法の 部改正

第百

七条第八項中

防

正

の 下 に

「又は航空事故が発生した場合に

おける被害の軽減」

を加える。

第十一条 道路整備特別会計法 (昭和三十三年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第二十条第一項」の下に 乛 踏切道改良促進法 (昭和三十六年法律第百九十五

号) 第九条第一項」 を加 ええる。 でえる。

附則第二十七項中 「道路整備 特 別措置法 (昭 和三十一年法律第七号) 第二十条第一項」 を 「踏切道改良

促進法 昭昭 和三十六年法律第百九十五号) 第九条第一 項」に改める。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)

第十二条 タクシー業務適正化特別措置法 (昭和四十五年法律第七十五号) の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一に」を「いずれかに」 に改め、 同項第二号中「第二十八条第一項」を「第二十七条

第一項」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人鉄道建設 運輸施設整備支援機構法 (平成十四年法律第百八十号) の一部を次のよ

うに改正する。

第十二条第二項第二号中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改める。

理由

最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、 運輸の安全性の向上を図るため、 運輸事業者に対

する安全管理規程 の作成及び届出の義務付け、 航空· 鉄道事故調査委員会の所掌事務の追加を行うとともに

踏切道の改良に係る補助措置の期間を延長する等の措置を講ずる必要がある。 これが、

この法律案を提出

する理由である。